

規格基準改正案
(下線部改正)

第3 器具及び容器包装

B 器具又は容器包装一般の試験法

次に示すもの以外は、第2 添加物の部 B 一般試験法の項に示すものを用いる。規定の方法に代わる方法で、それが規定の方法以上の精度のある場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。

1 過マンガン酸カリウム消費量試験法

過マンガン酸カリウム消費量試験法は、所定の方法によつて試料から水に移行する物質中に存在している過マンガン酸カリウムによつて酸化される物質の量を測定する試験法である。

操作法

三角フラスコに水 100ml、硫酸(1 → 3)5ml 及び 0.002mol / l 過マンガン酸カリウム溶液 5ml を入れ、5 分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液 100ml を採り、硫酸(1 → 3)5ml を加え、更に 0.002mol / l 過マンガン酸カリウム溶液 10ml を加え、加熱して 5 分間煮沸する。次いで、加熱をやめ、直ちに 0.005mol / l シュウ酸ナトリウム溶液 10ml を加えて脱色した後、0.002mol / l 過マンガン酸カリウム溶液で微紅色が消えずに残るまで滴定する。

別に同様な方法で空試験を行い、次式により過マンガン酸カリウム消費量を求める。

$$\text{過マンガン酸カリウム消費量}(\mu\text{g/ml}) = \frac{((a - b) \times 0.316 \times f \times 1,000)}{100}$$

ただし、a : 本試験の 0.002mol / l 過マンガン酸カリウム溶液の滴定量(ml)

b : 空試験の 0.002mol / l 過マンガン酸カリウム溶液の滴定量(ml)

f : 0.002mol / l 過マンガン酸カリウム溶液のファクター

3 原子吸光光度法

原子吸光光度法は、光が原子蒸気層を通過するとき基底状態の原子が特有波長の光を吸収する現象を利用し、試験溶液中の被検元素量の濃度を測定する方法である。

装置

通例、光源部、試料原子化部、分光部、測光部及び表示記録部からなる。光源部には中空陰極ランプを用いる。試料原子化部はフレーム方式ではバーナー

及びガス流量調節器，電気加熱方式は電気加熱炉及び電源部からなる。分光部には回折格子又は干渉フィルターを用いる。測光部は検出器及び信号処理系からなる。表示記録部にはディスプレイ，記録装置等がある。

標準溶液

別段の規定があるもののほか，被検元素に対応する標準溶液を用いる。

操作法

別に規定するもののほか，次のいずれかを用いる。

(1) フレーム方式 光源ランプ(被検元素に対応した中空陰極ランプを用いる。)を点灯させ，分光器を被検元素に対応する分析波長に合わせる。適当な電流値とスリット幅に設定し，ガス(アセチレンガス又は水素を用いる。)に点火した後，ガス及び圧縮空気の流量を調節し，溶媒をフレーム中に噴霧してゼロ合わせを行う。次に試験溶液又は被検元素の標準溶液をフレーム中に噴霧し，その吸光度を測定する。

(2) 電気加熱方式 光源ランプ(被検元素に対応した中空陰極ランプを用いる。)を点灯させ，分光器を被検元素に対応する分析波長に合わせた後，適当な電流値とスリット幅に設定する。次に試験溶液又は被検元素の標準溶液の一定量を電気加熱炉に注入し，適当な流量のフローガスを流し，適当な温度，時間，加熱モードで乾燥させ，灰化させたのち原子化させ，その吸光度を測定する。

吸光度の測定において，亜鉛は 213.9nm，アンチモンは 217.6nm，カドミウムは 228.8nm，ゲルマニウムは 265.2nm，鉛は 283.5nm，バリウムは 553.6nm の波長を用いる。

試験溶液の吸光度は，被検元素の標準溶液を用いて試験溶液の場合と同様に操作して得られた吸光度より大きくてはならない。

4 重金属試験法 (追加)

重金属試験法は，試料から溶出してくる重金属の許容される限量を試験する方法である。この試験における重金属とは，酸性において硫化ナトリウム試液によって暗色を呈する金属性物質をいい，その量は，鉛(Pb)の量として表す。

操作法

試験溶液 20ml を比色管に採り水を加えて 50ml とする。別に鉛標準溶液 (重金属試験用) 2ml を比色管に採り，浸出用液 20ml 及び水を加えて 50ml とし，比較標準液とする。両液に硫化ナトリウム試液 2 滴ずつを加えてよく混和し，5

分間放置した後、両管を白色を背景として上方及び側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は比較標準液の呈する色より濃くしてはならない。ただし、浸出液が水の場合には、試験溶液及び鉛標準溶液に4%酢酸5mlずつ加えたのち、水を加えて50mlとする。

5 蒸発残留物試験法

蒸発残留物試験法は、所定の方法によって試料より浸出用液に移行する物質の量を測定する試験である。

操作法

別段の規定があるもののほか、次の表の第1欄に掲げる食品と接触して使用する器具又は容器包装はそれぞれ第2欄に掲げる溶媒を浸出用液として用いて作った試験溶液について、次の試験を行う。

表（別紙1参照）

試験溶液200～300ml（ヘプタンを浸出用液とした場合は、試験溶液200～300mlをナス型フラスコに移し、減圧濃縮して数mlとしたその濃縮液及びそのフラスコをヘプタン約5mlずつで2回洗った洗液）を、あらかじめ105°で乾燥した重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り、水浴上で蒸発乾固する。次いで、105°で2時間乾燥した後、デシケーター中で放冷する。冷後、秤ひよう量して蒸発皿の前後の重量差a(mg)を求め、次式により蒸発残留物の量を求める。

蒸発残留物($\mu\text{g/ml}$) = $((a-b) \times 1,000) / \text{試験溶液の採取量(ml)}$

ただし、b：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値(mg)

6 添加剤試験法

アンチモン（削除）

クレゾールリン酸エステル

(1) 定性試験

試験溶液及びクレゾールリン酸エステル標準溶液をそれぞれ20 μl ずつ用いて、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、試験溶液の液体クロマトグラムとクレゾールリン酸エステル標準溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間とクレゾールリン酸エステル標準溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム充てん剤 フェニル化シリカゲルを用いる。

カラム管 内径 4.6mm, 長さ 250mm のステンレス管を用いる。

カラム温度 50°

検出器 紫外吸光度計を用い、波長 264nm で操作する。

移動相 アセトニトリル及び水の混液(2:1)を用いる。クレゾールリン酸エステルが約 9 分で流出する流速に調整する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間がクレゾールリン酸エステル標準溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間と一致するときは次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中のクレゾールリン酸エステルのピーク面積を測定するとき、その面積は、クレゾールリン酸エステル標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

ゲルマニウム (削除)

ジブチルスズ化合物

(1) 定性試験

試験溶液及びジブチルスズ標準溶液をそれぞれ 2ml ずつ採り、酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液 5ml 及びテトラエチルホウ酸ナトリウム試液 1ml を加えて直ちに密栓し、20 分間激しく振り混ぜる。これを室温で約 1 時間静置した後、ヘキサン層を分取する。これらを 1 μ l ずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィー・質量分析を行い、試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とジブチルスズ標準溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム 内径 0.25mm, 長さ 30m のケイ酸ガラス製細管に、ガスクロマトグラフィー用 0 ~ 5 % ジフェニルポリシロキサン含有ジメチルポリシロキサンを 0.25 μ m の厚さでコーティングしたもの。

カラム温度 45° で 4 分間保持した後、毎分 15° で昇温し、300° に到達後 10 分間保持する。

試験溶液注入口温度 250°

検出器 質量分析計を用い、質量数 263 で検出する。

キャリアーガス ヘリウムを用いる。ジブチルスズ誘導体が約 13 分で流出する流速に調節する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とジブチルスズ標準溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中のジブチルスズのピーク面積を測定するとき、その面積は、ジブチルスズ標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

6 ポーラログラフ法 (削除)

7 ヒ素試験法 (追加)

ヒ素試験法は、試料中に混在するヒ素の許容される限量を試験する方法である。その量は、三酸化二ヒ素の量として表す。

装置

概略は図による。(別紙2参照)

A : 発生瓶 (肩までの容量約 70ml)

B : 排気管

C : ガラス管 (内径 5.6mm, 吸気管に入れる部分は先端を内径 1mm に引き伸ばす。)

D : 吸気管 (内径 10mm)

E : 小孔

F : ガラス繊維 (約 0.2g)

G : 5ml の標線

H及びJ : ゴム栓

L : 40ml の標線

排気管Bに約 30mm の高さにガラス繊維Fを詰め、酢酸鉛試液及び水の等容量混液で均等に潤した後、下端から弱く吸引して、過量の液を除く。これをゴム栓Hの中心に垂直に差し込み、Bの下部の小孔Eは下にわずかに突きでるようにして発生瓶Aに付ける。Bの上端にはガラス管Cを垂直に固定したゴム栓Jを付ける。Cの排気管側の下端はゴム栓Jの下端と同一平面とする。

操作法

試験溶液を発生瓶に入れ、ブロモフェノールブルー試液1滴を加え、アンモ

ニア水又はアンモニア試液で中和する。ただし、浸出用液が水の場合には中和の操作は省略できる。この溶液に塩酸(1→2) 5ml 及びよう化カリウム試液 5ml を加え、2～3 分間放置した後、塩化スズ(Ⅱ) 試液 5ml を加えて室温で 10 分間放置する。次に水を加えて 40ml とし、亜鉛(ヒ素試験用) 2g を加え、直ちに B 及び C を連結したゴム栓 H を発生瓶に付ける。C の細管部の端はあらかじめヒ化水素吸収液 5ml を入れた吸尿管 D の底に達するようにしておく。次に発生瓶は 25° の水中に肩まで浸し、1 時間放置する。吸尿管をはずし、必要があればピリジンを加えて 5ml とし、吸収液の色を観察するとき、この色は、次の標準色よりも濃くない。

標準色の調製は、試験溶液と同量の浸出用液とヒ素標準溶液 2.0ml を発生瓶に入れ、以下試験溶液と同様に操作して得た吸収液の呈色を標準色とする。

8 モノマー試験

エピクロルヒドリン

(1) 定性試験

試験溶液及びエピクロルヒドリン標準溶液をそれぞれ 5 μ l ずつ用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムとピークの検出時間とエピクロルヒドリン標準溶液のガスクロマトグラムとピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム 内径 0.53mm、長さ 30m のケイ酸ガラス製細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 1 μ m の厚さでコーティングしたもの。

カラム温度 50° で 5 分間保持した後、毎分 10° で昇温し、100° とする。

試験溶液注入口温度 220°

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。220° 付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリアーガス 窒素またはヘリウムを用いる。エピクロルヒドリンが約 7 分で流出する流量に調節する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムとピークの検出時間とエピクロルヒドリン標準溶液のガスクロマトグラムとピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中のエピクロルヒドリンのピーク面積を測定するとき、その面積は、エピクロルヒドリン標準溶液のピーク面積よりも大きくてはならない。

塩化ビニリデン

(1) 定性試験

塩化ビニリデン標準溶液は、その 50 μ l を N,N-ジメチルアセトアミド 2.5ml を入れたバイアルに加え直ちにセプタムで密封する。次いで、試験溶液と標準溶液を密封したバイアルを 90° に保ちながら時々振り混ぜて 1 時間加熱し、それぞれのバイアルの気相 0.5ml ずつを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間と塩化ビニリデン標準溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム 内径 0.25mm, 長さ 25m のケイ酸ガラス製細管に、ガスクロマトグラフィー用スチレン・ジビニルベンゼン系多孔性樹脂を 3 μ m の厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度 80° で 1 分間保持した後、毎分 10° で昇温し、250° に到達後 10 分間保持する。

試験溶液注入口温度 200°

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。250° 付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリアガス 窒素またはヘリウムを用いる。塩化ビニリデンが約 9 分で流出する流速に調節する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間と塩化ビニリデン標準溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中の塩化ビニリデンのピーク面積を測定するとき、その面積は、塩化ビニリデン標準溶液のピーク面積よりも大きくてはならない。

塩化ビニル

(1) 定性試験

塩化ビニル標準溶液はその 50 μ l を N,N-ジメチルアセトアミド 2.5ml を入れたバイアルに加え直ちにセプタムで密封する。次いで、試験溶液と標準溶液を密封したバイアルを 90° に保ちながら時々振り混ぜて 1 時間加熱し、それぞれのバイアルの気相 0.5ml ずつを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフ

ィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間と塩化ビニル標準溶液のガスクロマトグラムの塩化ビニルピークの検出時間を比較する。ただし、金属缶の試験においては、バイアルにエタノール 10ml を入れ、塩化ビニル標準溶液 50 μ l を加えて直ちにセプタムで密封する。次いで、試験溶液と標準溶液を密封したバイアルを 50° に保ちながら時々振り混ぜて 30 分間加熱する。

操作条件

カラム 内径 0.25mm、長さ 25m のケイ酸ガラス製細管に、ガスクロマトグラフィ用スチレン・ジビニルベンゼン系多孔性樹脂を 3 μ m の厚さでコーティングしたものをを用いる。

カラム温度 80° で 1 分間保持した後、毎分 10° で昇温し、250° に到達後 10 分間保持する。

試験溶液注入口温度 200°

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。250° 付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリアーガス 窒素またはヘリウムを用いる。塩化ビニルが約 5 分で流出する流速に調節する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間と塩化ビニル標準溶液のガスクロマトグラムの塩化ビニルピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中の塩化ビニルピーク面積を測定するとき、その面積は、塩化ビニル標準溶液のピーク面積より大きくてはならない。

カプロラクタム

(1) 定性試験

試験溶液及びカプロラクタム標準溶液をそれぞれ 1 μ l ずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィを行い、試験溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間とカプロラクタム標準溶液のガスクロマトグラムのカプロラクタムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム 内径 0.32mm、長さ 30m のケイ酸ガラス製細管に、ガスクロマトグラフィ用ジメチルポリシロキサンを 5 μ m の厚さでコーティングしたものをを用いる。

カラム温度 240°

試験溶液注入口温度 240°

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。240° 付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリアーガス 窒素またはヘリウムを用いる。カプロラクタムが約5分で流出する流速に調節する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とカプロラクタム標準溶液のガスクロマトグラムのカプロラクタムのピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中のカプロラクタムのピーク面積を測定するとき、その面積は、カプロラクタム標準溶液のピーク面積よりも大きくてはならない。

揮発性物質

(1) 検量線の作製

100ml のメスフラスコにテトラヒドロフラン約 90ml を入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約50mgを精密に採り、テトラヒドロフランを加えて100mlとする。この溶液1, 2, 3, 4及び5mlを採り、それぞれ20mlのメスフラスコに入れ、それぞれにジエチルベンゼン試液1mlを加えた後テトラヒドロフランを加えて20mlとし、これを標準溶液とする。標準溶液をそれぞれ 1 μlずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンのピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム 内径 0.25mm, 長さ 30m のケイ酸ガラス製細管に, ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.5 μ m の厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度 60° から毎分 4° で昇温して 100° とし, 更に毎分 10° で昇温して 150° とする。

試験溶液注入口温度 220°

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。220° 付近で操作する。水素及び

空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス 窒素またはヘリウムを用いる。ジエチルベンゼンが約 11 分で流出する流速に調節する。

(2) 試験

試験溶液 $1\mu\text{l}$ を用いて (1) 検量線の作製の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積と ジエチルベンゼン のピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各含量を求め、次式により各成分の濃度を求める。

$$\text{濃度} (\mu\text{g/g}) = \text{成分の含量} (\mu\text{g}) / \text{試料の重量} (\text{g})$$

ジフェニルカーボネート

(1) 定性試験

次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行い、試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間とジフェニルカーボネートの液体クロマトグラムのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム充てん剤 オクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム管 内径4.6mm、長さ250mmのステンレス管を用いる。

カラム温度 40°

検出器 紫外吸光度計を用いる。波長217nmで操作する。

移動相 A アセトニトリル B 水

濃度勾配 A : B (3 : 7) から (100 : 0) までの直線濃度勾配を35分間行つた後、アセトニトリルを10分間送液する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液の液体クロマトグラムのピークの検出時間とジフェニルカーボネートの液体クロマトグラムのピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中のジフェニルカーボネートについてピーク高法又はピーク面積法により定量を行う。

フェノール (追加)

試験溶液 20ml を採り、ホウ酸緩衝液 3ml を加えてよく振り混ぜた後、4-ア

ミノアンチピリン試液 5ml 及びヘキサシアノ鉄 (III) 酸カリウム試液 2.5ml を加え、更に水を加えて 100ml とし、よく振り混ぜて室温で 10 分間放置する。別にフェノール標準溶液 20ml を採り同様に操作する。波長 510nm で吸光度を測定するとき、試験溶液の吸光度はフェノール標準溶液の吸光度より大きくてはならない。

メタクリル酸メチル

(1) 定性試験

試験溶液及びメタクリル酸メチル標準溶液をそれぞれ $1\ \mu\text{l}$ ずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、試験溶液のガスクロマトグラムピークの検出時間とメタクリル酸メチル標準溶液のガスクロマトグラムのメタクリル酸メチルのピークの検出時間を比較する。

操作条件

カラム 内径 0.32mm, 長さ 30m のケイ酸ガラス製細管に、ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを $5\ \mu\text{m}$ の厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度 120° で 1 分間保持した後、毎分 5° で昇温して 170° とする。

試験溶液注入口温度 200°

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。 200° 付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリアーガス 窒素またはヘリウムを用いる。メタクリル酸メチルが約 4 ~ 5 分で流出する流速に調節する。

(2) 定量試験

(1) 定性試験において試験溶液のガスクロマトグラムのピークの検出時間とメタクリル酸メチル標準溶液のガスクロマトグラムのメタクリル酸メチルのピークの検出時間が一致するときは、次の試験を行う。

(1) 定性試験の操作条件の下に得られた試験結果を基とし、試験溶液中のメタクリル酸メチルのピーク面積を測定するとき、その面積は、メタクリル酸メチル標準溶液のピーク面積よりも大きくてはならない。

9 誘導結合プラズマ発光強度測定法 (追加)

誘導結合プラズマ発光強度測定法は、試料中に含まれる被検元素を、誘導結合プラズマ (ICP) により原子化し、励起し、これらにより得られた原子発光スペクトル線の発光強度から被検元素量 (濃度) を測定する方法である。

装置

通例，励起源部，試料導入部，発光部，分光部，測光部及び表示記録部からなる。励起源部は，試料を励起させ，発光させるための電気エネルギーを供給し制御する電源，制御系及び回路からなり，付属としてガス供給源や冷却装置を含む。試料導入部はネブライザー及び噴霧室からなる。発光部は，トーチ管及び高周波誘導コイル等からなる。分光部は集光計，回折格子等の分光器からなる。測光部は検出器及び信号処理系からなる。表示記録部には，ディスプレイ，記録装置等がある。方式として，波長走査型分光器を用いる単元素逐次分析方式，波長走査型分光器を用いる多元素逐次分析方式及び波長固定型のポリクロメーターを用いる多元素同時分析方式がある。

標準溶液

別段の規定があるもののほかは，被検元素の標準溶液を用いる。

操作法

常時通電されている部分に異常がないことを確認した後，励起源部及び冷却装置の電源スイッチを入れる。真空型分光器を用いて真空紫外域の発光線を測定する場合には，発光部と分光器の間の光軸をアルゴン又は窒素で十分に置換しておく。アルゴン又は窒素を所定の流量に設定し，高周波電源を入れ，プラズマを点灯する。水銀ランプの発光線を用いて分光器の波長校正を行う。別に規定する方法で調製した試験溶液を導入し，適当な発光スペクトル線の発光強度を測定する。

試験溶液の発光強度は，被検元素の標準溶液を用いて同様に操作して得られた発光強度より大きくてはならない。

10 溶出試験における試験溶液の調製法

特に定める場合以外は，次の方法により試験溶液を調製する。

試料を水でよく洗い，指定された浸出用液を用いて次のように操作して作る。

試料の表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の浸出用液を 60° に加温して用い， 60° に保ちながら30分間放置する。ただし，使用温度が 100° を超える試料であつて水又は4%酢酸を浸出用液とする場合にあつては 95° に保ちながら30分間，ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては 25° に保ちながら1時間放置する。

C 試薬，試液等

次に示すもの以外は，第2 添加物の部 C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

なお，日本工業規格番号を記載し，特級，ひ素分析用等と記載したものは，それぞれ日本工業規格試薬の特級，ひ素分析用等の規格に適合するものであることを示す。